分大医学大第２３号

令和３年(2021年)３月１６日

　各講座等の長　殿

医学系研究科長

山　岡　𠮷　生

（公印省略）

大分大学大学院医学系研究科学位規程等の運用について（重要通知）

　大分大学大学院医学系研究科学位規程等の運用に関することについて，以下のとおり取り扱うこととしますので，通知します。

なお，学位授与申請に係る研究歴については，令和２年３月３１日までの研究歴は平成２９年３月３日付け分大医学大第２０号「大分大学大学院医学系研究科学位規程等の運用について」（重要通知）により取り扱うものとし，令和２年４月１日以降の研究歴は本重要通知により取り扱うものとします。

**第１　修士課程に係る論文に関する事項**

１　修士課程に係る論文（以下「修士論文」という。）審査願の提出資格及び提出時期について（規程第２条及び第５条関係）

（１）　修士論文を提出することができる者は，次のとおりとする。

ア．大分大学大学院医学系研究科学位規程（平成１６年医学部規程第３－１４号。以下「規程」という。）第２条第１項に定める条件を満たしている者で，かつ，修士論文を提出する日の属する学年末までに，大分大学大学院医学系研究科規程（平成１６年医学部規程第３－１３号以下「研究科規程」という。）第４条第１項及び第２項に規定する所定の単位を修得することが確実な者

イ．第２年次の１２月第１月曜日までに修士論文審査願を提出できなかった者で，標準修業年限を超えて引き続き在学する者

（２）　規程第５条第１項に定める修士論文審査願の提出時期（最終日が土曜日，日曜日又は休日であるときはその前日）は，前項ア．に該当する者は１２月第１月曜日とし，イ．に該当する者は３月，６月及び９月の各月の末日（各月の末日が土曜日，日曜日又は休日であるときはその前日とする。以下同じ。）及び１２月第１月曜日とする。

（３）　第１項イ．に該当する者の修士論文審査願の提出については，次年度の第２年次生として取り扱うものとする。

２　修士論文審査委員会（以下「修士審査委員会」という。）の設置等について（規程第１０条及び第１１条関係）

（１）　修士審査委員会の委員は，修士論文提出者の指導教員以外の大分大学大学院医学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）委員とする。ただし，規程第１０条第１項に掲げる副査２人は，大学院指導教員として適合している准教授を充てることができるものとする。

（２）　修士審査委員会は，修士論文提出者に対し，論文の趣旨及び内容に関し説明を求め，さらに試問などを行い，提出者に対し公正な審査を行うものとする。

（３）　修士審査委員会の任務は，修士論文の学位授与の可否について大分大学学位規程（平成１６年規程第７１号。以下「学位規程」という。）第１１条に基づく議決が行われた時点で終了するものとする。

３　修士論文の審査等について（規程第１１条関係）

（１）　修士論文は，修士審査委員会において，その論文内容が公開の発表会に提示するに値するか否かをあらかじめ非公開で審査するものとする。その際必要に応じて修士論文提出者及び指導教員又は関係者の出席を求めることができる。

（２）　前号の審査を経た修士論文は，修士審査委員会が規程第１２条の規定に基づく通知により指定する日時・場所における発表会等を提示して公開の審査(最終試験を含む。)に供するものとする。

（３）　修士審査委員会は，第２号の修士論文の審査の終了後，審査結果を取りまとめ，学位規程第１０条に定める審査結果の報告に関する書類を作成するものとする。

４　優れた研究業績を上げたことにより修士論文を提出できる者の具備要件等について

（１）　優れた研究業績を上げた者とは，当該研究に関連した権威ある学術雑誌等に査読され，ファーストオーサーとして投稿済みであり, 受理可能な水準のものとする。

（２）　前号に該当することにより規程第２条第１項ただし書きに基づく修士論文提出を希望する者は，指導教員を経て修士課程小委員会委員長（以下「修士小委員会委員長」という。）に早期修了に係る申請書（以下「早期修了申請書」という。）を提出しなければならない。

（３）　修士小委員会委員長は，前号の早期修了申請書について第１号に該当すると判断したときは，修士課程小委員会を招集し，早期修了申請書，修士論文及び早期修了申請者の人格・識見・研究能力等を審査し，審査結果を研究科委員会に報告するものとする。なお，審査において疑義が生じた場合又は必要と認めた場合は，特別審査委員会（委員長１人，委員２人）を設置するものとする。

（４）　特別審査委員会委員長（以下「審査委員長」という。）は，前号の特別審査委員会を速やかに開催し，当該論文の学問的価値，当該研究の継続性，将来性及び当該研究の行われた場所等を考慮して審査を行うものとする。

（５）　審査委員長は，前号の審査の結果を文書（様式任意）により修士小委員会委員長に報告するものとする。

（６）　修士小委員会委員長は，前号により報告された審査結果を修士課程小委員会に報告するとともに，研究科委員会にその旨を報告するものとする。ただし，審査結果が不合格の場合は，研究科委員会への報告はしないものとする。

（７）　研究科委員会は，第３号又は前号の報告に基づいて規程第２条第２項ただし書きに相当するか否かを出席委員の３分の２以上の同意により議決するものとする。

（８）　前号で議決された者の論文提出時期は，議決結果を通知した翌日から７月末日（各月の末日が土曜日，日曜日又は休日であるときはその前日とする。以下同じ。）までとする。

５　課程修了による学位授与の時期について

　　課程修了の時期は，原則として，修士論文審査願を提出した年度の末日とする。ただし，優れた業績を上げた者については９月末日とする。標準修業年限を超えて在学した者の修了の時期は，学位規程第１１条に定める学位授与決定後の次に掲げる月の末日とすることができる。

６月，９月，１２月，３月

**第２　博士課程及び学位授与に係る論文に関する事項**

１　博士課程及び学位授与に係る論文（以下「博士論文」という。）審査願の提出資格及び提出時期について（規程第３条関係）

（１）　学位論文を提出することができる者は，次のとおりとする。

ア．規程第２条第２項に定める条件を満たしている者で，かつ，論文を提出する日の属する学年末までに，研究科規程第５条に規定する所定の単位を修得することが確実な者

イ．第４年次の１月末日，１０月入学者にあっては第４年次の７月末日までに博士論文審査願を提出できなかった者で，標準修業年限を超えて引き続き在学する者

ウ．学位規程第３条第４項に定める博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者

（２）　規程第５条第２項に定める博士論文審査願の提出時期は，次に掲げる各月の末日とする。

ア．学位規程第４条第２項に掲げる審査願等については，６月，７月，９月，１１月，１月，３月の各月の末日

イ．学位規程第４条第３項に掲げる申請書等については，６月，９月，１１月，３月の各月の末日

（３）　第１項イ．に該当する者の学位論文審査願の提出については，次年度の第４年次生として取り扱うものとする。

（４）　第２項ア．の審査願の提出時期で７月及び１月に提出できるものは，次に掲げるものとする。

ア．７月に提出できるものは，１０月入学者であって，６月に論文受理掲載証明書以外の全ての書類を提出したものが，未提出であった受理掲載証明書を提出する場合

イ．１月に提出できるものは，４月入学者であって，１１月に論文受理掲載証明書以外の全ての書類を提出したものが，未提出であった受理掲載証明書を提出する場合

２　参考論文について（規程第３条関係）

　　臨床症例報告を参考論文とする場合は，ファーストオーサーであることとする。

３　博士論文審査委員会（以下「博士審査委員会」という。）の設置等について（規程第１０条及び第１１条関係）

（１）　博士審査委員会委員（以下「博士審査委員」という。）は，学位論文提出者の指導教員又は紹介教員（以下「指導教員等」という。）以外の研究科委員会の委員とする。ただし，規程第１０条第１項に掲げる副査２人のうち１人は，大学院指導教員として適合している准教授を充てることができるものとする。

（２）　博士審査委員会は，学位論文提出者に対し，論文の趣旨及び内容に関し説明を求め，さらに試問などを行い，提出者が将来研究者として自立し得る能力の有無を評価，確認する立場で公正な審査を行うものとする。

（３）　博士審査委員会の任務は，学位論文の学位授与の可否について学位規程第１１条に基づく議決が行われた時点で終了するものとする。

４　学位論文の審査等について（規程第１１条関係）

（１）　学位論文は，査読制度の確立している学術雑誌に掲載されたもの，又は「受理掲載証明書」が添付されたものでなければならない。

（２）　学位論文は，博士審査委員会において，その論文内容が公開の発表会（検討会を含む。）に提示するに値するか否かをあらかじめ非公開で審査するものとする。その際必要に応じて学位論文提出者及び指導教員又は関係者の出席を求めることができる。

（３）　前号の審査を経た学位論文は，博士審査委員会が規程第１２条の規定に基づく通知により指定する日時・場所における発表会等を提示して公開の審査（最終試験又は学力の確認（外国語試験を除く）を含む。）に供するものとする。

（４）　第２　第１項第２号において，１月及び７月に提出できる者は，定められた期限内に論文受理掲載証明書以外すべての書類を提出済みの者及び規程第２条第２項但し書きに該当する者とする。この場合，規程第１２条の規定に基づく学位論文審査等の通知を原則として７日前まで短縮することができる。

（５）　博士審査委員会は，第３号の学位論文の審査の終了後，審査結果をとりまとめ，学位規程第１０条に定める審査結果の報告に関する書類を作成するものとする。

（６）　学位論文の審査等は，学位論文受理後１年以内に終了するものとする。

５　学力の確認のうち外国語試験について（学位規程第８条及び規程第８条関係）

（１）　外国語試験の科目は，英語とする。

（２）　前号により受験した外国語試験の結果については，研究科委員会博士課程小委員会（以下「博士課程小委員会」という。）において判定の上，合否を決定するものとする。

（３）　外国語試験の受付期間は，毎年研究科長が定める。

（４）　本学の学位を申請する者のうち，外国において顕著な活躍をする外国人研究者であり，学位審査権のある本学の教授が外国語試験合格者と同等以上の能力があると認めたものについては，当該教授から提出された外国語能力及び申請者の研究活動・活躍状況等を記載した書面をもとに博士課程小委員会で審査し，合否を決定するものとする。

６　優れた研究業績を上げたことにより学位論文を提出できる者の具備要件等について

（１）　優れた研究業績を上げた者とは，欧文誌に掲載又は掲載の承諾のあった時点での，インパクトファクターが５以上のファーストオーサーの論文を有する者又は主論文を含むファーストオーサーの論文２編以上を有し，インパクトファクターが合計５以上の者とする。

副論文については，主論文の具備要件に準ずることとする。

（２）　前号に該当することにより規程第２条第２項ただし書きに基づく学位論文提出を希望する者は，指導教員を経て博士課程小委員会委員長（以下「小委員会委員長」という。）に早期修了申請書を提出しなければならない。

（３）　小委員会委員長は，前号の早期修了申請書について第１号に該当すると判断したときは，博士課程小委員会を招集し，早期修了申請書，学位論文及び早期修了申請者の人格・識見・研究能力等を審査し，審査結果を研究科委員会に報告するものとする。なお，審査において疑義が生じた場合又は必要と認めた場合は，特別審査委員会（委員長１人，委員２人）を設置するものとする。

（４）　特別審査委員会委員長（以下「審査委員長」という。）は，前号の特別審査委員会を速やかに開催し，当該論文の学問的価値，当該研究の継続性，将来性及び当該研究の行われた場所等を考慮して審査を行うものとする。

（５）　審査委員長は，前号の審査の結果を文書（様式任意）により小委員会委員長に報告するものとする。

（６）　小委員会委員長は，前号により報告された審査結果を博士課程小委員会に報告するとともに，研究科委員会にその旨を報告するものとする。ただし，審査結果が不合格の場合は，研究科委員会への報告はしないものとする。

（７）　研究科委員会は，第３号又は前号の報告に基づいて規程第２条第２項ただし書きに相当するか否かを出席委員の３分の２以上の同意により議決するものとする。

（８）　前号で議決された者の論文提出時期は，議決結果を通知した翌日から，４月入学者は　１月末日まで，１０月入学者は７月末日までとする。

７　学位授与申請に係る研究歴について（規程第２条関係）

（１）本学医学系研究科博士課程の研究生（以下「研究生」という。）として在籍した期間（研究生となった日の属する月から研究生の身分を失った日の属する月までの月数による。以下同じ。）の全てを研究歴として認定するのは以下の者とする。

1. 指導教員が専ら研究に従事していたと認める者
2. 本学附属病院で医員（パートタイム）又は医員（初期研修医）として研究に従事していた者

（２）指導教員が専ら研究に従事していたと認められない者は，研究生として在籍した期間の２分の１の期間（端数切捨て）を研究歴として認定する。

（３）　規程第２条第３項第１号及び第２号に規定する学位論文（博士）提出資格審査において認定する研究歴の年数は，当該年数の期間において，少なくとも１年以上，本学医学部に職員として在職し，又は研究生として在学していることとする。ただし，これらに該当しないものについては，提出させた当該者の研究業績書及び紹介教員から聴取した意見を踏まえた上で，博士課程小委員会の議を経て認定するものとする。

（４）　学位授与申請者の研究歴は，博士課程小委員会において算定する。

８　研究科委員会が認める権威ある研究施設等について（規程第２条関係）

（１）　権威ある研究施設等として，研究期間の全部を研究歴として認める研究施設は次のとおりとする。

ア．文部科学省所轄の研究機関

イ．国立大学附属研究所

ウ．厚生労働省附属機関研究所

エ．厚生労働省附属センター等で次に掲げるもの

（ア）国立国際医療研究センター

（イ）国立がん研究センター

（ウ）国立循環器病研究センター

オ．医学・医療関係の国公私立研究所・機関

カ．保健所

キ．外国の研究機関で次に掲げるもの

（ア）外国の医科大学及び附置研究所

（イ）外国の政府直轄の研究機関

（２）　前号以外の研究期間を研究歴として認める研究機関等については，博士課程小委員会の議を経て研究科委員会が決定する。

９　学位申請資格審査願等（以下「審査願等」という。）の提出について（規程第６条関係）

（１）　審査願等の提出時期は，６月，９月，１月及び３月の各月の末日を締切日とし，第２第１項第１号に準じて提出するものとする。

（２）　学位申請資格審査は，審査願等受理後１月以内に終了するものとする。

１０　課程修了及び論文提出による学位授与の時期について

（１）　課程修了の時期は，原則として博士論文審査願を提出した年度の末日，１０月入学者にあっては９月末日とする。ただし，標準修業年限を超えて在学した者の修了の時期は，学位規程第１１条に定める学位授与決定後の次に掲げる月の末日とすることができる。

６月，９月，１２月，３月

（２）　論文提出による学位授与の時期は，前号ただし書きの規定を準用する。

１１　学位論文の具備要件における共著論文の筆頭者について（規程第４条関係）

規程第４条に定める共著論文の場合は，ファーストオーサーであることとしているが，ファーストオーサーでない場合は，次の各号に掲げる要件を備えているものは学位論文として受理することができる。

（１）　アルファベット順等特定の配列がなされる学術雑誌であり，学術雑誌が特定の配列がなされていることの証明書及びファーストオーサーであることを明らかにすることのできる共著者全員の証明書があるもの

（２）　学術雑誌により，ファーストオーサーと同等の貢献が示されている著者であることを明らかにすることのできるもの

大分大学医学・病院事務部

学務課大学院担当

TEL：０９７－５８６－５５３０

FAX：０９７－５８６－５５１９

Email : gakdaiss@oita-u.ac.jp